

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例（平成30年6月11日京都市条例第16号）（都市計画局歩くまち京都推進室）

京都駅八条口タクシー待機場に入場させることができる旅客自動車を市長が定める車種区分に該当するタクシーとすることとしました。

この条例は、平成30年6月11日から施行することとしました。

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 16 号

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を次のように改正する。

別表第2 京都駅八条口タクシー待機場の項中「中型車又は小型車の」を「市長が定める」に改め、「運賃の適用を受ける」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局歩くまち京都推進室)